

議案第64号

取手市税条例等の一部を改正する条例について

取手市税条例（昭和39年条例第22号）等の一部を別紙のとおり改正する。

平成28年11月29日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、納期限後に納付する市税に係る延滞金の取扱い、疾病予防への取組としての自主服薬推進のための医療費控除の特例の創設、軽自動車税のグリーン化特例適用期限の延長、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例等について整備するとともに、取手市手数料、使用料における受益者負担のあり方に関する基本方針に基づき、公平性・公益性の確保の観点から、市税に係る督促手数料の額を見直すため、取手市税条例等の一部を改正するものです。

取手市税条例等の一部を改正する条例

(取手市税条例の一部改正)

第1条 取手市税条例(昭和39年条例第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条又は第139条第1項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長のあったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、<u>第2号及び第5号</u>において同じ。))の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、<u>第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間</u>については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>(納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項、第105条又は第139条第1項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長のあったときは、その延長された納期限とする。以下第1号<u>及び第2号</u>において同じ。))の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、<u>当該各号</u>に掲げる期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p>

(2) 第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。)

当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) 第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書で、その提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4) (略)

(5) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。)

当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

(督促手数料)

第21条 徴税吏員は、督促状を発した場合においては、督促状1通について、100円の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。

(普通徴収に係る個人の市民税の賦課額

(2) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)、

第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。)

当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書で、その提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4) (略)

(5) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の規定による申告書に限る。)に係る税額(次号に掲げるものを除く。)

当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日

(6) 第48条第1項の申告書(法第321条の8第22項及び第23項の申告書を除く。)でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から1月を経過する日

(督促手数料)

第21条 徴税吏員は、督促状を発した場合においては、督促状1通について、50円の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。

(普通徴収に係る個人の市民税の賦課額

の変更又は決定及びこれらに係る延滞金の徴収)

第 43 条 普通徴収の方法によって徴収する個人の市民税について、所得税の納税義務者が提出した修正申告書又は国の税務官署がした所得税の更正若しくは決定に関する書類を法第 325 条の規定により閲覧し、その賦課した税額を変更し、若しくは賦課する必要を認めた場合には、既に第 35 条第 1 号ただし書若しくは第 2 号又は第 36 条の規定を適用して個人の市民税を賦課していた場合を除くほか、直ちに変更による不足税額又は賦課されるべきであった税額のうち、その決定があった日までの納期に係る分(以下この条において「不足税額」という。)を追徴しなければならない。

2 前項の場合においては、不足税額をその決定があった日までの納期の数で除して得た額に第 40 条の各納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。次項及び第 4 項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント(当該不足税額に係る納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。

3 所得税の納税義務者が修正申告書(偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者が、当該所得税についての調査があったことにより当該所得税について更正があるべきことを予知して提

の変更または決定及びこれらに係る延滞金の徴収)

第 43 条 普通徴収の方法によって徴収する個人の市民税について、所得税の納税義務者が提出した修正申告書または国の税務官署がした所得税の更正若しくは決定に関する書類を法第 325 条の規定によって閲覧し、その賦課した税額を変更し、若しくは賦課する必要を認めた場合においては、すでに第 35 条第 1 号ただし書若しくは第 2 号または第 36 条の規定を適用して個人の市民税を賦課していた場合を除くほか、直ちに変更による不足税額または賦課されるべきであった税額のうち、その決定があった日までの納期に係る分(以下本条において「不足税額」と総称する。)を追徴しなければならない。

2 前項の場合においては、不足税額をその決定があった日までの納期の数で除して得た額に第 40 条の各納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。次項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ年 14.6 パーセント(当該不足税額に係る納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間、またはその日の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。

3 所得税の納税義務者が修正申告書(偽りその他不正の行為により所得税を免れまたは所得税の還付を受けた所得税の納税義務者が当該所得税についての調査があったことにより当該所得税について更正があるべきことを予知して

出した当該申告書及び所得税の納税義務者が所得税の決定を受けた後に提出した当該申告書を除く。)を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正(偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者についてされた当該所得税に係る更正及び所得税の決定があった後にされた当該所得税に係る更正を除く。)をしたことに基因して、第40条の各納期限から1年を経過する日後に第1項の規定によりその賦課した税額を変更し、又は賦課した場合には、当該1年を経過する日の翌日から同項に規定する不足税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間は、前項に規定する期間から控除する。

4 第2項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正(納付すべき税額を増加させるものに限る、これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)をしたとき(国の税務官署が所得税の更正(納付すべき税額を減少させるものに限る、これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)をしたことに基因して、第1項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。)は、その追徴すべき不足税額(当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。以下この項において同じ。)については、次に掲げる期間(令第48条の9の9第4項各号に掲げる市民税にあっては、第1号に掲げ

提出した当該申告書及び所得税の納税義務者が所得税の決定を受けた後に提出した当該申告書を除く。)を提出し、または国の税務官署が所得税の更正(偽りその他不正の行為により所得税を免れ、または所得税の還付を受けた所得税の納税義務者についてされた当該所得税に係る更正及び所得税の決定があった後にされた当該所得税に係る更正を除く。)をしたことに基因して第40条の各納期限から1年を経過する日後に第1項の規定によりその賦課した税額を変更し、または賦課した場合には当該1年を経過する日の翌日から第1項に規定する不足税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間は、前項に規定する期間から控除する。

る期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 第 40 条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

(2) 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日(当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、同日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

(法人の市民税の申告納付)

第 48 条 (略)

2 (略)

3 法第 321 条の 8 第 22 項に規定する申告書(同条第 21 項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合においては、当該税金に係る同条第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年 14.6 パーセント(申告書を提出した日(同条第 23 項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第 22 号の 4 様式による納付書によって納付しなければならない。

4 前項の場合において、法人が法第 321

(法人の市民税の申告納付)

第 48 条 (略)

2 (略)

3 法第 321 条の 8 第 22 項の申告書(同条第 21 項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合においては、当該税金に係る同条第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年 14.6 パーセント(申告書を提出した日(同条第 23 項の規定の適用がある場合で当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第 22 号の 4 様式による納付書によって納付しなければならない。

4 前項の場合において、法人が法第 321

条の8第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に同条第22項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提

条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から1年を経過する日後に同条第22項の申告書を提出したときは、詐欺その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該1年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合で当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。)によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(法第321条の8第23項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間

6及び7 (略)

(法人の市民税に係る不足税額の納付の
手続)

第50条 (略)

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項、第2項又は第4項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の日まで

5及び6 (略)

(法人の市民税に係る不足税額の納付の
手続)

第50条 (略)

2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限(同条第23項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額についても同条第1項、第2項又は第4項の納期限によるものとする。なお納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。)の翌日から納付の

の期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 前項の場合において、法第 321 条の 11 第 1 項又は第 3 項の規定による更正の通知をした日が、法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項に規定する申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から 1 年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該 1 年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと(同条第 2 項又は第 4 項に規定する申告書)を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第 2 条第 12 号の 6 の 7 に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。)若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第 2 号において同じ。)による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

4 第 2 項の場合において、法第 321 条の 8 第 22 項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提

日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 前項の場合において、法第 321 条の 11 第 1 項又は第 3 項の規定による更正の通知をした日が法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項の申告書を提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から 1 年を経過する日後であるときは、詐欺その他不正の行為により市民税を免れた場合を除き、当該 1 年を経過する日の翌日から当該通知をした日(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたこと(同条第 2 項又は第 4 項の申告書)を提出すべき法人が連結子法人の場合にあつては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(法人税法第 2 条第 12 号の 6 の 7 に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。)若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと)による更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項,第2項,第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。))が提出されており,かつ,当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。))があった後に,当該修正申告書が提出されたときに限る。))は,当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。))については,次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の15の5第3項に規定する市民税にあつては,第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1) 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が当該申告に係る市民税の納期限より前である場合には,当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

(2) 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が,更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。))である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。))によるものである場合には,当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して1年を経過する日)の翌日から当該修正申告書に係る更正の通知をした日までの期間

(軽自動車税に関する申告又は報告)

第 87 条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から 15 日以内に、軽自動車及び 2 輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第 33 号の 4 様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第 33 号の 5 様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から 15 日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び 2 輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第 33 号の 4 様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第 33 号の 5 様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から 30 日以内に、軽自動車及び 2 輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第 33 号の 4 様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第 34 号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

4 (略)

(軽自動車税に関する申告又は報告)

第 87 条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下本節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から 15 日以内に、軽自動車及び 2 輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第 33 号の 2 様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第 33 号の 3 様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から 15 日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び 2 輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第 33 号の 2 様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第 33 号の 3 様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から 30 日以内に、軽自動車及び 2 輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第 33 号の 2 様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第 34 号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

4 (略)

付 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った
場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から平成34年度まで
の各年度分の個人の市民税に限り、法附
則第4条の4第3項の規定に該当する場
合における第34条の2の規定による控
除については、その者の選択により、同
条中「同条第1項」とあるのは「同条第
1項(第2号を除く。)」と、「まで」と
あるのは「まで並びに法附則第4条の4
第3項の規定により読み替えて適用さ
れる法第314条の2第1項(第2号に係
る部分に限る。)」として、同条の規定
を適用することができる。

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 (略)

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 (略)

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成

付 則

第6条 削除

第15条の2 法附則第31条の4の2第1項に規定する条例で定める区域は、市の全部の区域とする。

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 (略)

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表 (略)

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成

29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表（略）

- 4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表（略）

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

- 第20条の2 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。)第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項(外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に

成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表（略）

- 4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

表（略）

規定する特例適用利子等の額(以下この項において「特例適用利子等の額」という。)に対し、特例適用利子等の額(次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに付則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに付則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第20条の2第1項に規定する特例適用

利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第7条第10項(同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額, 同法第7条第12項(同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額, 同法第7条第16項(同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項(同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 付則第5条の規定の適用については, 同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と, 同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等, 外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等(次項において「特例適用配当等」という。)について

は、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項(外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この項において「特例適用配当等の額」という。)に対し、特例適用配当等の額(第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第36条の3第1項に規定する確定申告書を含む。)に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに付則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに付則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第7条第14項(同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。)に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

(4) 付則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第20条の2第3項後段に規定する特例

適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

(条約適用利子等及び条約適用配当等に
係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の3 所得割の納税義務者が支払
を受けるべき租税条約等の実施に伴う
所得税法、法人税法及び地方税法の特例
等に関する法律(昭和44年法律第46号。
以下「租税条約等実施特例法」という。)
第3条の2の2第10項に規定する条約
適用利子等については、第33条及び第
34条の3の規定にかかわらず、他の所
得と区分し、その前年中の同項に規定す
る条約適用利子等の額(以下この項にお
いて「条約適用利子等の額」という。)
に対し、条約適用利子等の額(次項第1
号の規定により読み替えられた第34条
の2の規定の適用がある場合には、その
適用後の金額)に100分の5の税率から
租税条約等実施特例法第3条の2の2
第1項に規定する限度税率(第3項にお
いて「限度税率」という。)を控除して
得た率に5分の3を乗じて得た率(当該
納税義務者が同条第3項の規定の適用
を受ける場合には、100分の3の税率)
を乗じて計算した金額に相当する市民
税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次
に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用について
は、同条中「総所得金額」とあるのは、
「総所得金額、付則第20条の3第1
項に規定する条約適用利子等の額」と
する。

(条約適用利子等及び条約適用配当等に
係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2 所得割の納税義務者が支払
を受けるべき租税条約等の実施に伴う
所得税法、法人税法及び地方税法の特例
等に関する法律(昭和44年法律第46号。
以下「租税条約等実施特例法」という。)
第3条の2の2第10項に規定する条約
適用利子等については、第33条及び第
34条の3の規定にかかわらず、他の所
得と区分し、その前年中の同項に規定す
る条約適用利子等の額(以下この項にお
いて「条約適用利子等の額」という。)
に対し、条約適用利子等の額(次項第1
号の規定により読み替えられた第34条
の2の規定の適用がある場合には、その
適用後の金額)に100分の5の税率から
同法第3条の2の2第1項に規定する限
度税率(第3項において「限度税率」と
いう。)を控除して得た率に5分の3を
乗じて得た率(当該納税義務者が同条第
3項の規定の適用を受ける場合には、
100分の3の税率)を乗じて計算した金
額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次
に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用について
は、同条中「総所得金額」とあるのは、
「総所得金額、付則第20条の2第1
項に規定する条約適用利子等の額」と
する。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに付則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに付則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第20条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 付則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」と

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第20条の2第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」とする。

(4) 付則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」と

あるのは「山林所得金額並びに付則第20条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等(次項において「条約適用配当等」という。)については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、同条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額(以下この項において「条約適用配当等の額」という。)に対し、条約適用配当等の額(第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率(当該納税義務者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率)を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第20条の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」とする。

あるのは「山林所得金額並びに付則第20条の2第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等(次項において「条約適用配当等」という。)については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額(以下この項において「条約適用配当等の額」という。)に対し、条約適用配当等の額(第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率(当該納税義務者が同法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率)を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第20条の2第3項に規定する条約適用配当等の額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに付則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに付則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第20条の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

(4) 付則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第20条の3第3項後段に規定する条約

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条の2第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第20条の2第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条の2第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、第34条の9第1項中「第33条第4項」とあるのは「付則第20条の2第4項」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第20条の2第3項に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額又は配当所得の金額」とする。

(4) 付則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第20条の2第3項に規定する条約適用

適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

- 6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは付則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用さ

配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第20条の2第3項の規定による市民税の所得割の額」とする。

- 6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは付則第20条の2第3項に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条

れる法第 37 条の 4」 とする。	の 4」 とする。
--------------------	-----------

(取手市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 取手市税条例の一部を改正する条例(平成 27 年条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる改正規定を同表の改正後の欄に掲げる改正規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
付 則 (市たばこ税に関する経過措置)			付 則 (市たばこ税に関する経過措置)		
第 5 条 (略)			第 5 条 (略)		
2 から 6 まで (略)			2 から 6 まで (略)		
7 第 4 項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、 <u>取手市税条例</u> 第 19 条、第 98 条第 4 項及び第 5 項、第 100 条の 2 並びに第 101 条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる <u>同条例</u> の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			7 第 4 項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、 <u>新条例</u> 第 19 条、第 98 条第 4 項及び第 5 項、第 100 条の 2 並びに第 101 条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる <u>新条例</u> の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
第 19 条の部及び第 19 条第 2 号の部	(略)	(略)	第 19 条の部及び第 19 条第 2 号の部	(略)	(略)
第 19 条第 3 号	第 98 条第 1 項若しくは第 2 項の申告書又は第 139 条第 1 項の申告書で、その提出期限	(略)	第 19 条第 3 号	<u>第 48 条第 1 項の申告書(法第 321 条の 8 第 22 項及び第 23 項の申告書を除く。)</u> 、第 98 条第 1 項若しくは第 2 項の申告書又は第 139 条第 1 項の申告書で、その提出期限	(略)

第 98 条第 4 項の部か ら 第 101 条 第 2 項 の部まで	(略)	(略)	第 98 条第 4 項の部か ら 第 101 条 第 2 項 の部まで	(略)	(略)
8 から 14 まで (略)			8 から 14 まで (略)		

付 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条中取手市税条例第 21 条及び付則第 16 条の改正規定 平成 29 年 4 月 1 日
- (2) 第 1 条中取手市税条例付則第 6 条の改正規定及び次条第 2 項の規定 平成 30 年 1 月 1 日

(経過措置)

第 2 条 第 1 条の規定による改正後の取手市税条例（以下「新条例」という。）第 43 条第 4 項の規定は、平成 29 年 1 月 1 日以後に新条例第 43 条第 2 項に規定する納期限が到来する個人の市民税に係る延滞金について適用する。

2 新条例付則第 6 条の規定は、平成 30 年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

3 新条例第 48 条第 5 項及び第 50 条第 4 項の規定は、平成 29 年 1 月 1 日以後に新条例第 48 条第 3 項又は第 50 条第 2 項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

4 新条例付則第 20 条の 2 の規定は、平成 29 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和 37 年法律第 144 号）第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等、同法第 12 条第 5 項に規定する特例適用利子等若しくは同法第 16 条第 2 項に規定する特例適用利子等又は同法第 8 条第 4 項に規定する特例適用配当等、同法第 12 条第 6 項に規定する特例適用配当等若しくは同法第 16 条第 3 項に規定する特例適用配当等に係る個人の市民税について適用する。

5 新条例第 21 条の規定は、平成 29 年 4 月 1 日以後に発する督促状に係る督促手数料について適用し、同日前に発した督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。